

所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改正案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第四条)

第二章 納税義務(第五条・第六条)

第二章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則(第六条の二・第六条の三)

第三章 課税所得の範囲(第七条―第十一条)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条―第十四条)

第五章 納税地(第十五条―第二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則(第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準(第二十二条)

第二節 各種所得の金額の計算

第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条―第三十五条)

第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条―第三十八条)

第三款 収入金額の計算(第三十九条―第四十四条の二)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条)

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条―第五十条)

第三目 資産損失(第五十一条)

第四目 引当金(第五十二条―第五十五条)

第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

第四款の二 外貨建取引の換算(第五十七条の三)

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算

の特例(第五十七条の四―第六十二条)

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第四款の二 同上

第五款 同上

第六款	事業を廃止した場合等の所得計算の特例（第六十三条・第六十四条）
第七款	収入及び費用の帰属の時期の特例（第六十五条―第六十七条）
第八款	リース取引（第六十七条の二）
第九款	信託に係る所得の金額の計算（第六十七条の三）
第十款	各種所得の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八条）
第三節	損益通算及び損失の繰越控除（第六十九条―第七十一条）
第四節	所得控除（第七十二条―第八十八条）
第三章	税額の計算
第一節	税率（第八十九条―第九十一条）
第二節	税額控除（第九十二条―第九十五条）
第四章	税額の計算の特例（第九十六条―第一百三条）
第五章	申告、納付及び還付
第一節	予定納税
第一款	予定納税（第一百四条―第一百六条）
第二款	特別農業所得者の予定納税の特例（第一百七条―第一百十条）
第三款	予定納税額の減額（第一百一十一条―第一百四条）
第四款	予定納税額の納付及び徴収に関する特例（第一百五十五条―第一百九条）
第二節	確定申告並びにこれに伴う納付及び還付
第一款	確定申告（第二百二十条―第二百三三條）
第二款	死亡又は出国の場合の確定申告（第二百二十四条―第二百二十七條）
第三款	納付（第二百二十八条―第二百三十條）
第四款	延納（第二百三十一条―第二百三十七條）
第五款	還付（第二百三十八条―第二百四十二條）
第三節	青色申告（第二百四十三条―第二百五十一條）
第六章	更正の請求の特例（第二百五十二条・第二百五十三条）
第七章	更正及び決定（第二百五十四条―第一百六十條）
第三編	非居住者及び法人の納税義務
第一章	国内源泉所得（第一百六十一条―第一百六十三條）
第二章	非居住者の納税義務
第一節	通則（第一百六十四条）
第二節	非居住者に対する所得税の総合課税

第六款	同上
第七款	同上
第八款	同上
第九款	同上
第十款	同上
第三節	同上
第四節	同上
第三章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第四章	同上
第五章	同上
第一節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第三節	同上
第六章	同上
第七章	同上
第三編	同上
第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上

第一款	課税標準、税額等の計算（第百六十五条）
第二款	申告、納付及び還付（第百六十六条）
第三款	更正の請求の特例（第百六十七条）
第四款	更正及び決定（第百六十八条）
第三節	非居住者に対する所得税の分離課税（第百六十九条―第百七十三条）
第三章	法人の納税義務
第一節	国内法人の納税義務（第百七十四条―第百七十七条）
第二節	外国法人の納税義務（第百七十八条―第百八十条の二）
第四編	源泉徴収
第一章	利子所得及び配当所得に係る源泉徴収（第百八十一条・第百八十二条）
第二章	給与所得に係る源泉徴収
第一節	源泉徴収義務及び徴収税額（第百八十三条―第百八十九条）
第二節	年末調整（第百九十条―第百九十三条）
第三節	給与所得者の源泉徴収に関する申告（第百九十四条―第百九十八条）
第三章	退職所得に係る源泉徴収（第百九十九条―第百三百条）
第三章の二	公的年金等に係る源泉徴収（第百三百条の二―第百三百条の六）
第四章	報酬、料金等に係る源泉徴収
第一節	報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収（第百四条―第百六条）
第二節	生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収（第百七条―第百九条）
第三節	定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収（第百九条の二・第百九条の三）
第四節	匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（第百十条・第百十一条）
第五章	非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第百十二条―第百十五条）
第六章	源泉徴収に係る所得税の納期の特例（第百十六条―第百十九条）
第七章	源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第百二十条―第百二十三条）
第五編	雑則
第一章	支払調書の提出等の義務（第百二十四条―第百三十一条）
第二章	その他の雑則（第百三十一条の二―第百三十七条）

第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第三節	同上
第三章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第四編	同上
第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第三節	同上
第三章の二	同上
第四章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第三節	同上
第四節	同上
第五章	同上
第六章	同上
第七章	同上
第五編	同上
第一章	同上
第二章	同上

第六編 罰則（第二百三十八条—第二百四十三条）
附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十四 省略

三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。

三十四の三 特定扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の四 老人扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十五 四十八 省略

2 省略

（非課税所得）

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 十三 省略

十四 オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）その他これらの法人に加盟している団体であつて政令で定めるものから交付される金品で財務大臣が指定するもの

十五 省略

十六 省略

十七 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの

十八 省略

第六編 罰則（第二百三十八条—第二百四十四条）
附則

（定義）

第二条 同上

一 三十四 同上

三十四の二 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の三 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十五 四十八 同上

2 同上

（非課税所得）

第九条 同上

一 十三 同上

十四 同上

十五 同上

十六 損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの

十七 同上

2 省略

(配当所得)

第二十四条 配当所得とは、法人（法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受ける剰余金の配当（株式又は出資（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。次条において同じ。）に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割（同法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいい、法人課税信託に係る信託の分割を含む。以下この項及び次条において同じ。）によるものを除く。））、利益の配当（資産の流動化に関する法律第百十五条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く。））、剰余金の分配（出資に係るものに限る。））、基金利息（保険業法第五十五条第一項（基金利息の支払等の制限）に規定する基金利息をいう。）並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配（法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係るものを除く。以下この条において「配当等」という。）に係る所得をいう。

2 省略

(配当等とみなす金額)

第二十五条 法人（法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）の株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額（同条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係る資産にあつては、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額）の合計額が当該法人の同条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、前条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなす。

2 省略

一六 省略

2 同上

(配当所得)

第二十四条 配当所得とは、法人（法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受ける剰余金の配当（株式又は出資（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。次条において同じ。）に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割（同法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいい、法人課税信託に係る信託の分割を含む。以下この項及び次条において同じ。）によるものを除く。））、利益の配当（資産の流動化に関する法律第百十五条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く。））、剰余金の分配（出資に係るものに限る。））、基金利息（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十五条第一項（基金利息の支払等の制限）に規定する基金利息をいう。）並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配（以下この条において「配当等」という。）に係る所得をいう。

2 同上

(配当等とみなす金額)

第二十五条 法人（法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）の株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の同条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、前条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなす。

2 同上

一六 同上

(貸倒引当金)

第五十二条 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で当該事業の遂行上生じたもの（以下この項において「貸金等」という。）の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる貸金等（当該貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、当該他の貸金等を含む。以下この項及び次項において「個別評価貸金等」という。）のその損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次項において同じ。）において当該個別評価貸金等の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかったときは、この限りでない。

216 省 略

(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)

第五十七条の四 居住者が、各年において、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換（当該法人の株主に法人税法第二条第十二号の六の四（定義）に規定する株式交換完全親法人（以下この項において「株式交換完全親法人」という。）の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式若しくは出資（当該株式交換完全親法人が有する自己の株式を除く。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産（当該株主に對する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反對する当該株主に對するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかったものに限る。）により当該株式交換完全親法人に對し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式の交付を受けた場合又はその旧株を発行した法人の行った同条第十二号

(貸倒引当金)

第五十二条 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で当該事業の遂行上生じたもの（以下この項において「貸金等」という。）の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる貸金等（当該貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、当該他の貸金等を含む。以下この項及び次項において「個別評価貸金等」という。）のその損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次項において同じ。）において当該個別評価貸金等の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかったときは、この限りでない。

216 同 上

(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)

第五十七条の四 居住者が、各年において、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換（当該法人の株主に法人税法第二条第十二号の六の四（定義）に規定する株式交換完全親法人（以下この項において「株式交換完全親法人」という。）の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式若しくは出資（当該株式交換完全親法人が有する自己の株式を除く。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産（当該株主に對する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反對する当該株主に對するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかったものに限る。）により当該株式交換完全親法人に對し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式の交付を受けた場合には、第二十七条（事業所得）、第三十三条（譲渡

の十六に規定する適格株式交換（当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。）により当該旧株を有しないこととなつた場合には、第二十七条（事業所得）、第三十三条（譲渡所得）、第三十五条（雑所得）又は第五十九条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用については、これらの旧株の譲渡又は贈与がなかつたものとみなす。

24 省 略

（生命保険料控除）

第七十六条 居住者が、各年において、新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第五項第一号から第三号までに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この条において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（第三項において「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、次項に規定する介護医療保険料及び第三項に規定する新個人年金保険料を除く。以下この項及び次項において「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第三項に規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下この項において「旧生命保険料」という。）を支払つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 新生命保険料を支払つた場合（第三号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額（その年において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下この号及び第三号イにおいて同じ。）が二万円以下である場合 当該合計額

ロ その年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合 二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ その年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合 三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に

所得）又は第三十五条（雑所得）の規定の適用については、当該旧株の譲渡がなかつたものとみなす。

24 同 上

（生命保険料控除）

第七十六条 居住者が、各年において、生命保険契約等に係る保険料又は掛金（次項に規定する個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下この項において「生命保険料」という。）を支払つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支払つた生命保険料の金額の合計額（その年において生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下この項において同じ。）が二万五千円以下である場合 当該合計額

二 その年中に支払つた生命保険料の金額の合計額が二万五千円を超え五万円以下である場合 二万五千円と当該合計額から二万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

三 その年中に支払つた生命保険料の金額の合計額が五万円を超え十万円以下である場合 三万七千五百円と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

四 その年中に支払つた生命保険料の金額の合計額が十万円を超える場合 五万円

相当する金額との合計額

ニ その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が八万円を超える場合
四万円

二 旧生命保険料を支払った場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場

合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額（その年において旧生命
保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生
命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金を
もつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額
（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下この号及
び次号ロにおいて同じ。）が二万五千円以下である場合 当該合計額

ロ その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が二万五千円を超え五万
円以下である場合 二万五千円と当該合計額から二万五千円を控除した金額
の二分の一に相当する金額との合計額

ハ その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が五万円を超え十万円以
下である場合 三万七千五百円と当該合計額から五万円を控除した金額の四
分の一に相当する金額との合計額

ニ その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が十万円を超える場合
五万円

三 新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保
険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が四万円を超
える場合には、四万円）

イ 新生命保険料 その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の第一号
イから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める
金額

ロ 旧生命保険料 その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の前号イ
から二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める金
額

2 居住者が、各年において、介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は
診療所に入院して第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費を支払つ
たことその他の政令で定める事由（第六項及び第七項において「医療費等支払事
由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他
政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下この項において「

介護医療保険料」という。)を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額(その年において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金を受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻金を受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。)を控除した残額。以下この項において同じ。)が二万円以下である場合 当該合計額

二 その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合 二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

三 その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合 三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

四 その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が八万円を超える場合 四万円

3| 居住者が、各年において、新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金(生存死亡部分に係るものに限る。以下この項において「新個人年金保険料」という。)又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金(その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下この項において「旧個人年金保険料」という。)を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 新個人年金保険料を支払った場合(第三号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額(その年において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金を受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻金を受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定める

2| 居住者が、各年において、個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金(その者の身体の傷害又は疾病その他これらに類する事由に基因して保険金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下この項において「個人年金保険料」という。)を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支払った個人年金保険料の金額の合計額(その年において個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金を受け、又は個人年金保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻金を受ける割戻金をもつて個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(個人年金保険料に係る部分の金額に限る。)を控除した残額。以下この項において同じ。)が二万五千円以下である場合 当該合計額

二 その年中に支払った個人年金保険料の金額の合計額が二万五千円を超え五万

ところにより計算した金額に限る。)を控除した残額。以下この号及び第三号イにおいて同じ。)が二万円以下である場合 当該合計額

ロ その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合 二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合 三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

ニ その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が八万円を超える場合 四万円

二 旧個人年金保険料を支払った場合(次号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額(その年において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。)を控除した残額。以下この号及び次号ロにおいて同じ。)が二万五千円以下である場合 当該合計額

ロ その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が二万五千円を超え五万円以下である場合 二万五千円と当該合計額から二万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が五万円を超え十万円以下である場合 三万七千五百円と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

ニ その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が十万円を超える場合 五万円

三 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額(当該合計額が四万円を超える場合には、四万円)

イ 新個人年金保険料 その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の第一号イから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める金額

円以下である場合 二万五千円と当該合計額から二万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

三 その年中に支払った個人年金保険料の金額の合計額が五万円を超え十万円以下である場合 三万七千五百円と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

四 その年中に支払った個人年金保険料の金額の合計額が十万円を超える場合 五万円

ロ 旧個人年金保険料 その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の前号イから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める金額

4 前三項の規定によりその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する金額の合計額が十二万円を超える場合には、これらの規定により当該居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する金額は、これらの規定にかかわらず、十二万円とする。

5 第一項に規定する新生命保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この項において「新契約」という。）若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第七項及び第八項において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法第三条第一項第一号（確定給付企業年金の実施）その他政令で定める規定（次項において「承認規定」という。）の承認を受けた第四号に掲げる規約若しくは同条第二号その他政令で定める規定（次項において「認可規定」という。）の認可を受けた同号に規定する基金（次項において「基金」という。）の第四号に掲げる規約（以下この項及び次項において「新規約」と総称する。）のうち、これらの新規約又は新規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一 保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（保険期間が五年に満たない保険契約で政令で定めるもの（次項において「特定保険契約」という。）及び当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。）

二 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条（政府保証）に規定する簡易生命保険契約（次項及び第七項において「旧簡易生命保険契約」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約（次項及び第七項において「

3 第一項に規定する生命保険契約等とは、次に掲げる契約又は規約のうち、当該契約又は規約に基づく保険金、年金、共済金又は一時金（これらに類する給付金を含む。）の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一 保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（保険期間が五年に満たない生命保険契約で政令で定めるもの及び当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。）

二 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条（政府保証）に規定する簡易生命保険契約

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約

生命共済契約等」という。)のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

四 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

6 第一項に規定する旧生命保険契約等とは、平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約(失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。)又は同日以前に承認規定の承認を受けた第五号に掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金の同号に掲げる規約(新規約を除く。)のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一 前項第一号に掲げる契約

二 旧簡易生命保険契約

三 生命共済契約等

四 前項第一号に規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約(第一号に掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等が国外において締結したものその他政令で定めるものを除く。)のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

五 前項第四号に掲げる規約又は契約

7 第二項に規定する介護医療保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約(失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したもの)を除く。以下この項において「新契約」という。)又は他の保険契約に附帯

四 第一号に規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約(第一号に掲げるもの又は政令で定めるもの及び当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。)のうち、病院又は診療所に入院して第七十三条第二項(医療費控除)に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの

五 確定給付企業年金法第三条第一項(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一 前項第四号に掲げる契約

二 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（第五項第二号及び第三号に掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

8 第三項に規定する新個人年金保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した第五項第一号から第三号までに掲げる契約（年金を給付する定めのあるもので政令で定めるもの（次項において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この項において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるものをいう。

一 三 省 略

9 第三項に規定する旧個人年金保険契約等とは、平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第六項第一号から第三号までに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）のうち、前項各号に掲げる要件の定めのあるものをいう。

10 平成二十四年一月一日以後に第六項に規定する旧生命保険契約等又は前項に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第五項、第七項又は第八項に規定する新契約を締結した場合には、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなして、第一項から第五項まで、第七項及び第八項の規定を適用する。

11 第一項から第四項までの規定による控除は、生命保険料控除という。

（地震保険料控除）

第七十七条 省 略

2 前項に規定する損害保険契約等とは、次に掲げる契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約をいう。

一 保険業法第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社又は同条第九項に規

4 第二項に規定する個人年金保険契約等とは、前項第一号から第三号までに掲げる契約（年金を給付する定めのあるもので政令で定めるものに限る。）のうち、次に掲げる要件の定めのあるものをいう。

一 三 同 上

5 第一項及び第二項の規定による控除は、生命保険料控除という。

（地震保険料控除）

第七十七条 同 上

2 同 上

一 保険業法第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社又は同条第九項に規

定する外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補するもの（前条第六項第四号に掲げるもの及び当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。）

二 省 略

3 省 略

（寄附金控除）

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 省 略

二 二 千 円

2、4 省 略

（障害者控除）

第七十九条 省 略

2 居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その障害者一人につき二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

3 居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、その居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、前項の規定にかかわらず、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特別障害者一人につき七十五万円を控除する。

4 前三項の規定による控除は、障害者控除という。

（配偶者控除）

第八十三条 省 略

2 前項の規定による控除は、配偶者控除という。

定する外国損害保険会社等の締結した損害保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補するもの（前条第三項第四号に掲げるもの及び当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。）

二 同 上

3 同 上

（寄附金控除）

第七十八条 同 上

一 同 上

二 五 千 円

2、4 同 上

（障害者控除）

第七十九条 同 上

2 居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その障害者一人につき二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

3 前二項の規定による控除は、障害者控除という。

（配偶者控除）

第八十三条 同 上

2 一の居住者の配偶者がその居住者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところによりこれらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

3 第一項の規定による控除は、配偶者控除という。

(扶養控除)

第八十四条 居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その控除対象扶養親族一人につき三十八万円（その者が特定扶養親族である場合には六十三万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。）を控除する。

2| 前項の規定による控除は、扶養控除という。

(扶養親族等の判定の時期等)

第八十五条 省 略

2 第七十九条第二項又は第三項の場合において、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が同項の規定に該当する特別障害者（第百八十七条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）、第百九十条第二号ハ（年末調整）、第百九十四条第一項第三号（給与所得者の扶養控除等申告書）、第二百三条の三第一号ホ（徴収税額）及び第二百三条の五第一項第五号（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）において「同居特別障害者」という。）若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その控除対象配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

3 第七十九条から前条までの場合において、その者が居住者の老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくは第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者又は特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

4| 一の居住者の配偶者がその居住者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところによりこれらのうちいずれか一のみ該当するものとみなす。

5| 二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ

(扶養控除)

第八十四条 居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その扶養親族一人につき三十八万円（その者が特定扶養親族である場合には六十三万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。）を控除する。

2| 二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

3| 第一項の規定による控除は、扶養控除という。

(扶養親族等の判定の時期等)

第八十五条 同 上

2 第七十九条第二項の場合において、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者又はその他の障害者に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その控除対象配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

3 前三条の場合において、その者が居住者の老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくは第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者又は特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

該当するものとみなす。

6| 省 略

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第百五十七条 省 略

2・3 省 略

4 税務署長は、合併（法人課税信託に係る信託の併合を含む。）、分割（法人課税信託に係る信託の分割を含む。）、現物出資若しくは法人税法第十二号の六に規定する現物分配又は株式交換若しくは株式移転（以下この項において「合併等」という。）をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人（当該合併等により交付された株式又は出資を発行した法人を含む。以下この項において同じ。）の行為又は計算で、これを容認した場合には当該合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた法人の株主等である居住者又はこれと第一項に規定する特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に関する更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号に掲げる金額を計算することができる。

(国内源泉所得)

第百六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 九 省 略

十 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金で第八号ロに該当するもの以外のもの（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十一・十二 省 略

(内国法人に係る所得税の課税標準)

4| 同 上

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第百五十七条 同 上

2・3 同 上

4 税務署長は、合併（法人課税信託に係る信託の併合を含む。）、分割（法人課税信託に係る信託の分割を含む。）、現物出資若しくは法人税法第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転（以下この項において「合併等」という。）をした一方の法人又は他方の法人（当該合併等により交付された株式又は出資を発行した法人を含む。以下この項において同じ。）の行為又は計算で、これを容認した場合には当該一方の法人若しくは他方の法人の株主等である居住者又はこれと第一項に規定する特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に関する更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号に掲げる金額を計算することができる。

(国内源泉所得)

第百六十一条 同 上

一 九 同 上

十 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約、損害保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金で第八号ロに該当するもの以外のもの（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十一・十二 同 上

(内国法人に係る所得税の課税標準)

第七十四條 内国法人に対して課する所得税の課税標準は、その内国法人が国内において支払を受けるべき次に掲げるものの額（第十号に掲げる賞金については、その額から政令で定める金額を控除した残額）とする。

一七 省 略

八 保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結した保険契約又はこれに類する共済に係る契約で保険料又は掛金を一時に支払うこと（これに準ずる支払方法として政令で定めるものを含む。）その他政令で定める事項をその内容とするもののうち、保険期間又は共済期間（以下この号において「保険期間等」という。）が五年以下のもの及び保険期間等が五年を超えるものでその保険期間等の初日から五年以内に解約されたものに基づく差益（これらの契約に基づく満期保険金、満期返戻金若しくは満期共済金又は解約返戻金の金額からこれらの契約に基づき支払った保険料又は掛金の額の合計額を控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）

九・十 省 略

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第八十五條 次条に規定する賞与以外の給与等について第八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、当該申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第九十四条第一項第六号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族。以下この章において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ 省 略

二 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該

第七十四條 同 上

一七 同 上

八 生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済に係る契約で保険料又は掛金を一時に支払うこと（これに準ずる支払方法として政令で定めるものを含む。）その他政令で定める事項をその内容とするもののうち、保険期間又は共済期間（以下この号において「保険期間等」という。）が五年以下のもの及び保険期間等が五年を超えるものでその保険期間等の初日から五年以内に解約されたものに基づく差益（これらの契約に基づく満期保険金、満期返戻金若しくは満期共済金又は解約返戻金の金額からこれらの契約に基づき支払った保険料又は掛金の額の合計額を控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）

九・十 同 上

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第八十五條 同 上

一 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、当該申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第九十四条第一項第六号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族。以下この章において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ 同 上

二 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該

金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第百九十五条第一項第三号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に應ずる次に定める税額

イへ 省略

三 省略

2 省略

（賞与に係る徴収税額）

第百八十六条 賞与（賞与の性質を有する給与を含む。以下この条において同じ。

）について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次項の規定の適用がある場合を除き、次の各号に掲げる賞与の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者が支払う賞与 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める税額

イ その賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払った又は支払うべきその他の給与等（以下この条において「通常の給与等」という。

）がある場合（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合にあつては、前月中に通常の給与等の支払がされない場合を含む。次号イ及び次項において同じ。） 前月中に支払った又は支払うべき通常の給与等の金額（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合には、その賞与の支払の直前に支払った又は支払うべきその通常の給与等の前条第一項第一号に規定する月割額。次号イ及び次項において同じ。）、給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応じ別表第四の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

ロ イに掲げる場合以外の場合 その賞与の金額の六分の一（当該金額の計算の基礎となつた期間が六月を超える場合には、十二分の一。次号ロ及び次項において同じ。）に相当する金額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及び

金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第百九十五条第一項第三号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の数に應ずる次に定める税額

イへ 同上

三 同上

2 同上

（賞与に係る徴収税額）

第百八十六条 同上

一 同上

イ その賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払った又は支払うべきその他の給与等（以下この条において「通常の給与等」という。

）がある場合（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合にあつては、前月中に通常の給与等の支払がされない場合を含む。次号イ及び次項において同じ。） 前月中に支払った又は支払うべき通常の給与等の金額（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合には、その賞与の支払の直前に支払った又は支払うべきその通常の給与等の前条第一項第一号に規定する月割額。次号イ及び次項において同じ。）、給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に応じ別表第四の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

ロ イに掲げる場合以外の場合 その賞与の金額の六分の一（当該金額の計算の基礎となつた期間が六月を超える場合には、十二分の一。次号ロ及び次項において同じ。）に相当する金額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数

びその数に應ずる別表第二の甲欄に掲げる税額に六（当該賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六月を超える場合には、十二。次号ロ及び次項において同じ。）を乗じて計算した金額に相当する税額

二 省 略

2 賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等がある場合において、その賞与の金額が前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等の金額の十倍に相当する金額を超えるときは、当該賞与について第百八十三条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる賞与の区分に應じ当該各号に定める税額とする。

一 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者が支払う賞与 その賞与の金額の六分の一に相当する金額と当該通常の給与等の金額との合計額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に應ずる別表第二の甲欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に應ずる別表第二の甲欄に掲げる税額との差額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

二 省 略

3 省 略

（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）

第百八十七条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたもの）である場合には、これらの一に該当することにより控除対象扶養親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者がある旨の記載があるものである場合には、これらの一に該当することにより控除対象扶養親族が他に一人あると記載されているものとして、第百八十五条第一項第一号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）並びに前条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

に應ずる別表第二の甲欄に掲げる税額に六（当該賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六月を超える場合には、十二。次号ロ及び次項において同じ。）を乗じて計算した金額に相当する税額

二 同 上

2 同 上

一 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者が支払う賞与 その賞与の金額の六分の一に相当する金額と当該通常の給与等の金額との合計額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に應ずる別表第二の甲欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に應ずる別表第二の甲欄に掲げる税額との差額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

二 同 上

3 同 上

（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）

第百八十七条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたもの）である場合には、これらの一に該当することにより控除対象扶養親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるものである場合には、その障害者一人につき他に一人の扶養親族が記載されているものとして、第百八十五条第一項第一号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）並びに前条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

(年末調整)

第百九十条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二千万円以下であるものに対し、その提出の際に經由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合（その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。）において、第一号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国に納付しなければならない。

一 省 略

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に應じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を用いて計算した場合の税額

イ 省 略

ロ その年中に支払った社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（それぞれに掲げるものを除くものとし、その居住者がその年において提出した給与所得者の保険料控除申告書に記載されたもの（第百九十六条第二項（保険料等の支払を証する書類の提出等）に規定する社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額にあつては、同項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）に限る。）並びに第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する新生命保険料の金額及び旧生命保険料の金額、同条第二項に規定する介護医療保険料の金額、同条第三項に規定する新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額並びに第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料の金額（これらの金額のうち当該申告書に記載され、かつ、第百九十六条第二項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）につき第七十四条から第七十七条までの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同居特別障害者若しくは

(年末調整)

第百九十条 同 上

一 同 上
二 同 上

イ 同 上

ロ その年中に支払った社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（それぞれに掲げるものを除くものとし、その居住者がその年において提出した給与所得者の保険料控除申告書に記載されたもの（第百九十六条第二項（保険料等の支払を証する書類の提出等）に規定する社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額にあつては、同項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）に限る。）並びに第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料の金額、同条第二項に規定する個人年金保険料の金額及び第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料の金額（これらの金額のうち当該申告書に記載され、かつ、第百九十六条第二項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）につき第七十四条から第七十七条までの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された特別障害者又はその他の